

# 綿 スフ 織物情報

2020年(令和2年) 9月号 Vol. 1854

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会  
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F  
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679  
URL: <https://www.jcwa.jp>

## 主 な 内 容

日本繊維産業連盟幹事会開催／「ものづくり補助金」(一般型・グローバル展開型)第4次公募中／新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業／「雇用調整助成金」特例措置期間延長／「持続化給付金」9月以降の申請は新事務局に／2020年度紡績運転・織布運転の技能審査実施について／2019年度における下請代金支払遅延防止法の運用状況／日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書発効／日・RCEP経済連携協定閣僚会議開催／綿工連産地・企業の新聞記事一覧(2020年8月)／特許公開情報

### ●日本繊維産業連盟幹事会開催

8月5日(水)、東京の繊維会館において日本繊維産業連盟の幹事会(事務局会)が開催された。当日は、昨年4月から開始されている「特定技能外国人材の受け入れ」について経産省生活製品課山岸総括補佐より制度の概要説明があり、続いて繊維産連より建設業界の受入れ取組が紹介された。

この制度は現在製造分野においては素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業の3分野で導入されているが、この制度は創設2年目ということで今年見直す時期となっている。

繊維業界においても人材受け入れができるよう要望が出されているが、特定技能人材を受け入れるためには、生産性の向上や国内人材の確保の取り組みを行ってもなお、人材の確保が困難であることを明示する必要がある。現状としては、新型コロナ感染拡大により日本人の雇用継続も厳しい状況となっている企業もあり、外国人受け入れについては不透明なこと、また、技能実習制度の繊維業における違反問題もあり受け入れ可能業種に繊維業を追加する動きは進んでいない。

建設業界の制度実施は、違反者を排除するシステムづくり等が参考になるということで紹介されたが、その体制をつくるには業界全体での受入事業実施法人の設置、習熟した技能者へは日本人と同等あるいはそれ以上の賃金支払などが必要となり、ゼネコンを擁する建設業には可能でも、すそ野が広く小さな業界もある繊維業においてはハードルが高く今後

の大きな課題となる。織産連も各団体への詳細な実態調査も含めできることから準備を進めることとなった。

今回は大阪の綿業会館においても東京会場と繋いだテレビ会議形式で開催された。

織産連ではこの制度の導入を希望している会員団体に対して、人手不足(人材確保等)についての調査を実施することとなり、綿工連でも傘下組合を通じ現況調査を開始した。

### ●「ものづくり補助金」(一般型・グローバル展開型)第4次公募中

8月7日、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)の公募要領(一般型4次締切・グローバル展開型)が公開された。

○申請受付 2020年9月1日(火)

応募締切 2020年11月26日(木) 17時(4次締切)

○補助上限

[一般型] 1,000万円 ※特別枠の場合に限り、事業再開枠50万円の上乗せが可能

[グローバル展開型] 3,000万円

○補助率

[通常枠] 中小企業 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3

[特別枠] A類型 2/3、B・C類型 3/4

[事業再開枠] 定額(10/10、上限50万円)

○補助要件

以下を満たす3~5年の事業計画の策定及び実行

・付加価値額 +3%以上/年

・給与支給総額 +1.5%以上/年

・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円

※特別枠は、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限を1年猶予。

※グローバル展開型においては特別枠の設定は無い。

○公募要領

[http://portal.monodukuri-hojp.jp/common/bunsho/ippan/4th/reiwakoubo\\_0828.pdf](http://portal.monodukuri-hojp.jp/common/bunsho/ippan/4th/reiwakoubo_0828.pdf)



### ●新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業

本事業は、日本政策金融公庫(日本公庫)、沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)、商工組合中央金庫(商工中金)、及び日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務(危機対応融資)」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った中小企業事業者・小規模事業者等が、一定の要件を満たせば、貸付を受けた日から最長3年間にあたる利子相当額を一括して助成することにより、実質的な無利子化を実現するもの。



○事業概要(中小機構)

<https://www.smrj.go.jp/news/2020/riho.html>



○実質的無利子化融資(日本政策金融公庫)

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、中小企業基盤整備機構が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要があります。

【中小企業事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1・2)		特別利子補給制度 (注1・2)										
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3か月(最近1か月含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10~12月の平均売上高	左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>小規模事業者</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </table>			小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
		小規模事業者	中小企業者									
個人	要件無し	売上高▲20%以上										
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上										
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金	-										
融資限度額	別枠 6億円	左記の融資限度額のうち、2億円以下の部分										
ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20年以内<うち5年以内> 運転資金：15年以内<うち5年以内>	当初3年間										
利率(年) (注3)	2億円以下	当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率										
	2億円超	基準利率										
担保	無担保	-										
実施機関	日本政策金融公庫(中小企業事業)	中小企業基盤整備機構										

(注1) 経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年8月14日・11:00版)より作成し、経済産業省において監修

(注2) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は選及適用が可能

(注3・4) 令和2年7月1日時点での適用例(運転資金7,000万円・5年返済の場合)

[2億円以下の部分]当初3年間：0.21%、3年経過後：1.11%

↑この部分の支払済利子額を中小企業基盤整備機構から補給し、実質的に無利子化



●「雇用調整助成金」特例措置期間延長

雇用調整助成金の特例措置は9月末が期限となっていたが、本年12月末まで延長されることとなった。そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、この特例措置等は、段階的に

縮減を行っていくこととなる。

また、雇用調整助成金の特例措置の申請についても、通常は判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要があるが、2020年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、2020年9月30日(水)まで申請期限が延長された。また、システムの不具合により停止されていたオンライン受付が8月25日から運用が再開されている。

綿工連は雇用調整助成金の申請期限も含めて特例措置の延長を経産省等に対し強く要望していた。

○雇用調整助成金ガイドブック(8月25日更新)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>



○申請期限延長について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000662501.pdf>



○システムの不具合により停止されていたオンライン受付が  
8月25日から運用が再開されている。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>



## ●「持続化給付金」9月以降の申請は新事務局に

持続化給付金は9月1日から新事務局による申請受付が開始される。今後は、9月1日以降の新規申請受付や審査等については新事務局が担当し、8月31日までの申請受付分や審査等については以前の事務局が引き続き担当する。電子申請が基本となるが、GビズIDを取得する必要はない。

○9月1日からの申請

直通番号：0120-279-292

IP電話専用回線：03-6832-6631

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>



○8月31日までの申請

直通電話：0120-115-570

IP電話専用回線：03-6831-0613

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



※電子申請のサポートが予約制で受けられる「申請サポート会場」は  
9月以降も開設されている。

電話予約窓口 0570-077-866 (9時~18時)

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support\\_202009.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support_202009.pdf)





- ◆ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援パンフレット  
(経産省、随時更新)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



- ◆ 中小企業庁はYouTubeに公式チャンネル「中小企業庁ミラサポ plus  
チャンネル」を開設。中小企業庁の施策を動画でわかりやすく紹介している。

<https://www.youtube.com/channel/UCfLBWWyNR-GT3EF2ecvp80A>



## ●2020年度紡績運転・織布運転の技能審査実施について

(一財)日本綿業技術・経済研究所は今年度の紡績運転・織布運転(1級・2級)の技能審査を下記の通り実施する。

- 織布運転技能審査の対象:

「準備工程」「製織工程」「仕上工程」の運転業務に従事する者の有する技能で、受験資格は1級が勤続2年以上、2級が勤続1年以上。「製織工程」は有杼織機、エアジェット式織機、ウォータージェット式織機、レピア式織機、グリッパー式織機から選択する。

- 試験内容:

- (1) 学科(筆記)試験:

- a) 一般知識 (紡績・織布とも共通)

- ① 繊維の種類と特徴
- ② 紡績の基本原理と糸の種類および特徴
- ③ 製織の基本原理と布の種類および特徴
- ④ 統計的なものの考え方と工程管理
- ⑤ 安全と衛生 など

- b) 専門知識

- ① 機械の構造と作用(付属装置も含む)
- ② 諸計算(1級では電卓が必要)
- ③ 試験・検査
- ④ 運転管理の心得、標準動作の手順および紡出状況のチェックポイント など

- (2) 実技試験:

- a) 準備工程(選択機種共通)

課 題	1 級	2 級
1	始業作業	始業作業
2	運転作業	運転作業
3	ビーム交換作業	ビーム交換作業
4	異常時の処理判断	異常時の処理判断

## b) 製織工程(選択機種共通)

課 題	1 級	2 級
1	経糸継ぎ作業	機台の始動および停止作業
2	緯糸継ぎ作業	経糸継ぎ作業
3	切卸および運搬作業	緯糸継ぎ作業
4	機台の見回り作業	機台の見回り作業
5	異常時の処理判断	異常時の処理判断

## c) 仕上工程

課 題	1 級	2 級
1	始業作業	始業作業
2	検査作業	検査作業
3	格付け作業	格付け作業
4	異常時の処理判断	異常時の処理判断

○試験実施の日時および時間:

11月4日(水)～12月11日(金)の間を予定。受験希望者の規模、試験実施工場の所在等を勘案の上、申込者または一括申込事業所に通知。

○受験申込期間: 8月17日(月)～9月25日(金)

○受験申請書類:

(1) 2020年度紡績運転・織布運転技能審査受験申請書(様式第1号)

(2) 実務経験証明書(様式第2号)

上記(1)(2)は同研究所のほか、綿工連ほか協力団体においても準備している。

○受験料: 学科(筆記)試験 6,050円 実技試験 14,850円 (いずれも税込)

申込みに合わせて、学科、実技合計20,900円を指定口座に納付。

○合格者には1級織布運転技士(当該工程)、2級織布運転技士(当該工程)の称号が付与される。

## ●2019年度における下請代金支払遅延防止法の運用状況

中小企業庁は、8月20日、令和元年度(2019年度)における下請法の執行状況、下請かけこみ寺事業の実施状況、取引条件改善に向けた取組について取り纏めた。

### 1. 下請法の執行状況

中小企業庁として親事業者・下請事業者あわせて約29万社に対し書面調査を行い、当該調査の結果、違反のおそれのある親事業者855社に立入検査等を行い、うち706社に対して書面による改善指導を行った。また、業種別による下請法違反の状況を纏めた。



## 2. 下請かけこみ寺事業の実施状況

中小企業が抱える取引上の悩み相談を受け付ける「下請かけこみ寺」(全国47都道府県に設置)では、相談員による相談受付9,450件、弁護士による無料相談474件及び裁判外紛争解決手続(ADR)の調停申立22件の案件に対応した。また、下請取引適正化を推進するため、講習会、下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2019、価格交渉サポートセミナーの開催を行った。

## 3. 取引条件改善に向けた取組

「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係商工連絡会議」の下で省庁横断的な検討を行っており、「未来志向型の取引慣行に向けて」に掲げた重点3課題のほか、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、重点5課題として取組を推進している。型取引の適正化について協議会を開催し、報告書を取りまとめるとともに、本年1月に振興基準を改正。

また、取引調査員(下請Gメン)を配置し、全国の下請中小企業を訪問して、4,566件のヒアリングを実施した。ヒアリングで聞き取った内容は、秘密保持を前提として必要に応じ、国の基準改正や業界団体にフィードバックを行うなど改善につなげるとともに、下請法違反の疑いがある場合は検査に移行するなど、適正取引に向けた取組を強く促していく。

○中小企業庁「下請取引の適正化に向けた取組等について」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200820003/20200820003-1.pdf>



## ●日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書発効

8月1日、日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定第一改正議定書(包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定を改正する第一議定書)が、日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で効力を生ずることとなった。日本の繊維業においてもベトナムとの繊維製品の加工貿易がAJCEPを利用して行われているが、この改正議定書は、2008年に発効した日・ASEAN包括的経済連携協定にサービスの貿易、人の移動及び投資に関する規定を追加するもの。

また、本改正議定書は、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの3か国で、サービスの貿易及び人の移動に係る初めての経済連携協定(EPA)となるほか、これまでのASEAN各国との二国間EPAにはない規定や自由化約束が含まれている。

○AJCEP第一改正議定書の概要

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200803004/20200803004-1.pdf>



## ●日・RCEP経済連携協定閣僚会議開催

8月27日、第8回東アジア地域包括的経済連携(RCEP)閣僚会合が、テレビ会議形式

で開催された。日本側から梶山経済産業大臣が出席した。本会合では、昨年11月に発出された共同首脳声明(本誌2019年12月号掲載)を踏まえ、残存論点に関する交渉の現状を確認するとともに、今後の取り進め方等について議論が行われた。

## ●綿工連産地・企業の新聞記事一覧(2020年8月)

### 繊維ニュース

- 8月 4日 「カイハラ」生産体制見直しへ 国内外とも需要大幅減(広島)
- 8月 5日 「三備産地」新型コロナ禍で変わる商流 いかに関係者と繋がるか
- 8月 5日 「篠原テキスタイル」ミュージシャンとコラボ 同社のデニム使った衣料提供(広島)
- 8月 7日 【特集 東海産地】新型コロナで転換期へ ネットの活用が顕著
  - 「遠州」個性派企業が集積 ネット活用や自販の動きも
  - 「三州」主に資材向け生地を量産 資材需要の多様化に対応
  - 「知多」小幅シャトル織機が主体 「知多木綿」訴求強化も
- 8月11日 コロナ禍の泉州産地 厳しい情勢下でも活路を 製品開発、提案手法の模索続く
- 8月14日 「タケヤリ」帆布のエコバッグを販売(岡山)
- 8月14日 「篠原テキスタイル」他社とのコラボ企画推進 ネットでの発信も強化(広島)
- 8月28日 1~6月の岡山県織物生産 前年同月比3.7%増 合繊織物が堅調に推移
- 8月28日 「タカヤ商事」ノウハウ共有できる体制へ 人材教育も強化(備中)

### 【産地1~6月回顧】

- 8月11日 「大阪南部・泉州」ガーゼ以外は総じて厳しい
- 8月12日 「播州」かつてない商流の変化
- 8月13日 「尾州」コロナと暖冬の二重苦
- 8月20日 「高島」マスク地と通販系は好調
- 8月21日 「東海産地」店舗休業やイベント中止響く
- 8月26日 「三備デニム産地」回復の兆しも先行き不透明 4~6月は受注落ち込む

### 織研新聞

- 7月30日 「大城戸織布」マスクキットなど自社サイトで販売
- 8月 4日 『業界団体トップに聞く』綿工連 平松誠治会長 強みを発揮しコロナ禍生きる
- 8月19日 『地域流通 中国・四国』10周年を迎えた岡山の児島ジーンズストリート

## ●特許公開情報

2020年8月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00





[特許公開情報]

(2020年8月公開分)

&lt; 8月分 &gt;

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2020-117826	(株)クラレ	芯鞘複合繊維
2	特開 2020-117827	(株)クラレ	紫外線遮蔽ポリエステル繊維
3	特開 2020-117828	東レ(株)	吸湿性芯鞘型複合繊維および繊維構造体
4	特開 2020-117842	イビデン(株)	セラミック繊維多層織物及びこれを用いた複合材
5	特開 2020-117844	国立研究開発法人宇宙航空 研究開発機構 (株)テクノソルバ 光洋マテリア(株) 太陽金網(株) 日本碍子(株)	メッシュ構造体およびその製造方法、アンテナ反射鏡、電磁シールド材、導波管
6	特開 2020-117956	ヤヨイ化学工業(株)	壁紙重ね合わせ切断用下敷きテープ
7	特開 2020-121289	J X T G エネルギー(株)	粉塵捕集用網状構造体
8	特開 2020-122235	(株)豊田自動織機	繊維構造体及び繊維強化複合材
9	特開 2020-122240	トヨタ紡織(株)	織物及びその製造方法
10	特開 2020-122244	S p i b e r (株)	保温性付与剤、及び物品に保温性を付与する方法
11	特開 2020-122245	住江織物(株)	遮熱性繊維布帛、及び該遮熱性繊維布帛を少なくとも一部に備えてなる自動車用内装材
12	特開 2020-122575	アシュ. エー. エフ (仏)	自滑性複合摩擦部品
13	特開 2020-125051	トヨタ自動車(株)	ボデー骨格補強部材
14	特開 2020-125558	東レ(株)	織物
15	特開 2020-128022	帝人(株)	繊維構造体、および、それを用いてなる難燃性防塵フード
16	特開 2020-128606	(株)アン・ドゥー	涼感織布及び布製品
17	特開 2020-128627	三正通商(株) 栗田煙草苗育布製造(株)	複層型下敷きテープ
18	特開 2020-130910	東洋紡(株) 東洋紡 S T C (株)	衣類
19	特開 2020-133005	トヨタ紡織(株)	表皮材
20	特開 2020-133043	(株)オオカワニット 森元 良自 (大阪府)	一部硬化布帛及びその製造方法

21	特開 2020-133052	旭化成(株)	ロール状長尺ガラスクロス、プリプレグ、及びプリント配線板
22	特開 2020-136058	日本特殊陶業(株)	電極埋設部材およびその製造方法

**8月の行事**

8月 5日…………… 日本繊維産業連盟幹事会(東京・繊維会館)

**9月以降の行事**

9月 2日…………… 第135回通商問題委員会(東京・繊維会館)

9月 5日…………… 綿工連綿’s倶楽部委員会(大阪・綿業会館)

9月11日…………… 綿スフ工連理事会(大阪・綿業会館)

“ジャパン・コットン・マーク”は  
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN  
COTTON**



**Pure Cotton**  
ピュア・コットン・マーク

**JAPAN  
COTTON**



**Cotton Blend**  
コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を推進しております。